

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

名古屋市長

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第二十二第1項の規定による平成24年3月1日付の都市・地域再生等利用区域の指定については次のように変更する。

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

一級河川庄内川水系堀川の河川区域内で別図に示す区域

(2) 変更年月日

平成27年4月1日

2 都市・地域再生等占用方針

(1) 占用の許可を受けることのできる施設

① 準則第二十二第3項第6号に掲げるオープンカフェ等

② 都市・地域再生等に関連するイベント等の実施に必要となる施設

(2) 許可方針

別添許可条件参照

3 都市・地域再生等占用主体

準則第二十二第4項第1号に掲げる者（準則第六に掲げる占用主体）

平成27年3月1日

（緑政土木局河川部河川管理課）